

徳島県環境審議会 環境政策部会
平成26年度第1回会議 会議録

1 日 時

平成26年10月22日（水）午前10時から午前11時50分まで

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

<委員> 21名中13名出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

青葉暢子委員，小串重治委員，近藤光男委員（部会長），貞本秀昭委員，
塩本泰久委員，田渕桂子委員，津川なち子委員，中央子委員，
長尾文明委員（副部会長），原田壽賀子委員，藤田晶子委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，敬称略）

西岡幸美委員，勝浦里美委員

<事務局>

篠原県民環境部次長，割石環境首都課長，山崎環境管理課長，
北川自然エネルギー室推進室長 ほか

○会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）徳島県地球温暖化対策推進計画について

（2）徳島県環境影響評価条例等について

3 閉 会

○配布資料

資料1 徳島県地球温暖化対策推進計画関係

- ・資料1-1 「徳島県地球温暖化対策推進計画」の改定方針について（案）
- ・資料1-2 「重点プログラム」の進捗状況について
- ・資料1-3 「徳島県地球温暖化対策推進計画」の改定に係る審議の進め方について（案）
- ・参考資料 第2次徳島県環境基本計画（概要版），徳島県地球温暖化対策推進計画

資料2 徳島県環境影響評価条例等関係

- ・平成26年10月10日付け環管第711号
「徳島県環境影響評価条例等の改正について（諮問）」（写し）
- ・徳島県環境影響評価条例等について（スライド資料）
- ・資料2-1 徳島県環境影響評価条例等の改正について
- ・資料2-2 「放射性物質の適用除外規定の削除とは」他
- ・資料2-3 環境影響評価対象事業の規模一覧
- ・資料2-4 手続の流れについて

○議事概要

(事務局)

会議の成立，職務代理者の指定の報告

(篠原県民環境部次長)

あいさつ

(事務局)

配布資料の確認

(部会長)

それでは，これからの議事の進行は私が務めさせていただきます。御協力のほどよろしく申し上げます。早速ですが，本日の議題（１）「徳島県地球温暖化対策推進計画」について，審議してまいりたいと思います。

この件については，先ほどのあいさつにもありましたように，この前の総会におきまして，知事から諮問があったものであり，総会から当部会に付議されるという形で，当部会において審議することになっているものです。

今日は３点，徳島県地球温暖化対策推進計画の改定方針，現計画の「重点プログラムの進捗状況」，審議の進め方，これらについて審議をお願いしたいと思います。事務局から説明を受けたあとに，意見交換をしたいと思います。それでは，資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料説明

(部会長)

ありがとうございます。議題（１）について説明を受けました。これについて皆さんと意見交換をしたいと思います。御質問，御意見がありましたらどうぞ。

(委員)

２点ほど提案をさせていただきたいと思います。今，「重点プログラム」の全体について説明を受けましたが，このプログラムというのは当然，全てやっていかななくてはならないもので，落ち度があってはならないと思いますが，もっと特筆するものを取り上げられないでしょうか。例えば，「徳島県はこの項目についてもっと積極的にやっていく，その反面，少し力が弱くなる分野が出てくるかもしれないが」というような。こういうふうに全部を百点のようにやっていこうとすると，見えにくいものが出てくる。「環境首都」というのなら，何をもって「首都」というのかと言うときに，やっぱりこれをもって１番を走っていますよ，いい順位でやっていますよ，というのが言えるような，特筆すべきもの。少し片寄りができるかもしれませんが，こういう事業展開ができないか，というのが１つ考えられると思います。

もう一つは，今のプログラムのⅤ－Ⅰで，「県民総ぐるみでの活動展開」とありますが，県民みんなが意識を持って取り組んでいますよ，というのを大きく打ち出すのもいいかなと。誰もが，それぞれに仕事をしながらも，何らかの形で環境に携わって

いる。例えば、森づくりをしている人なら、山を荒らされないように管理している、森林を整備しているという以外に、私はCO₂を減らして酸素を増やしているんだよという発想の転換があります。棚田を作っている人は、私は安全安心なお米を作っているよという以外にも、水を管理しているよと。棚田によって、山頂から川まで、水を迂回させながら、ゆっくり時間をかけて流れる、優しい水を管理しているよという意識もあるかもしれない。こういうふうに、みんなが色んな形で意識して参加している、参加しているのは当然なんだけれども、「意識」をもって取り組んでいる、そういうことをもっと表に出せないでしょうか。これはあまり資源もかからず、工夫次第でやっていけるのではないかと思います。

(事務局)

2点ほど御提案いただきました。1点目は、御覧のとおり、重点プログラムは非常に多項目にわたっていて、ある程度特筆すべきものをとの御提案をいただきました。私どもも、ある程度メリハリをつけた取組みが必要と考えております。今回御提案させていただいている、資料1-①の改定方針の方向性で、環境基本計画が上位計画で、当然この計画を推進していくという視点はあるんですけれども、その後の「重点化」というところが、今、ご提案いただいたことについての我々の考え。予算の枠があるので、これやります、あれやりますというのは中々言えないし、個々の取組み自体は非常に重要であります。やはりメリハリをつけてやっていく必要がある、項目を絞り込むような形で進めていけないかと考えているところです。

2点目の、「県民総ぐるみでの展開」ということで、現在、県の方で温暖化問題を含む、環境問題全般についての、憲章をつくっております。昨年、改定した環境基本計画のような新しい計画の推進には、県民の皆様に御協力いただくということが必要でありますので、今回、この憲章の改定作業を進めております。今、パブリックコメント中で、年内に策定予定となっております。節電、節水等の取組みについて、県民や事業者の方に、日常生活の中で取り組んでいただきたいと、普及啓発に活用すべく作業をしているところでございます。

(委員)

評価の際に、何らかの形で「見える化」をするということが大切だと考えています。「こういう取組みをしたら、実際にこれだけCO₂が減った」と。できるところは何か「見える化」する、数値化するというのをお願いしたい。次の評価のときには、どれだけ事業をいくつやったというのにプラスして、この事業を通じてCO₂削減できたよというものを、何とか数値化できないでしょうか。

もう一つは、この数値化をするにあたって、全部を網羅的にするのはかなり難しいと思うので、これは私からの提案ですが、例えば、徳島には神山とか上勝とか、全国的に取り上げられている地域があります。先ほどの棚田の話であるとか、サテライトオフィスでのITを使っている活動って、実はすごくCO₂削減に直接的に貢献している内容だと思います。やっている本人たちがCO₂削減に貢献しているということを知らないでやっているというところはありますが。できれば、どこか地域を決めて、試算をしてみてはどうでしょうか。実は一般的な都市生活をするよりも、神山のサテライトオフィスで活動したら、実はこれだけのCO₂削減につながっているということの概算を、県がプロジェクト的に出せば、神山や上勝での活動の価値が向上して、「うちの地域でも試算してほしい」といった声がどんどん上がり、より県民意識の向上にもつながっていくと思います。数値化と、数値化にあたって何となく数値化では

なく、どこかをモデル的に絞ってやるという2点を次回の評価するときの軸の一つとして加えていただければと思います。

(事務局)

個々の取組みの数値化ということで、客観的評価とか、対外的に成果をPRしていく上で数値化というのは非常に重要な要素だと思っております。特に、この「重点プログラム」は、数値項目を掲げているので、そういった視点で取組みを進めていけたらと考えております。委員がおっしゃったように、どうしても数値で把握できない項目、「推進」といった表現の項目が結構多いので、ある程度、推計という形で出さざるをえないものもあるのかなと思っておりますが、数値化については、今後ワーキンググループの方で、どういった形でお示しできるか、考えていきたいと思っております。

また、神山のサテライトオフィス等については、新重点プログラムを考えていく際に、例えば新プログラムの項目に入れるのか、あるいは新プログラムの広報をしていくにあたってPRとして行うとか、そのやり方はワーキンググループで相談しながら、進めて参りたいと考えております。

(部会長)

委員の意見はもっともな指摘だろうと思えます。どこまでできるかというのはこれからの検討になると思えますが、できるだけ数値で示すと実感がわいてくるので、その方向でできればと思います。

(委員)

重点プログラムをポイントを絞ってやる、というのは賛成です。環境問題は「心・技・体」だと思います。「心」というのはライフスタイル、「技」というのは、技術。例えば、次世代型の自動車であったりエネルギー技術だったり。「体」というのがしくみで、まちづくりであったり交通政策であったり。これらが一体となって、対策というのができると思うんです。これまでのプログラムを見ると「心」のライフスタイルの転換のところは、大きく取り上げられていて、今度、憲章もつくるので、このところはそれなりにアプローチができつつあると思えますし、技術的なところは、県にかかわらず、国全体の様々な技術が発展していくのを取り入れていくということだと思うのですが、特に弱いのは「体」にあたるしくみづくりのところではないかと思うんです。プログラムを見ても「マイカー通勤の公共交通機関への転換者」とかいうのは、ずっと前から言われているのに、いっこうに進まない。これは制度とかしくみができていないからだと思います。

色々な制度をつくることで、環境の意識がある人もない人も、環境に配慮できるというのが重要で、まちづくりであったり交通政策であったり、トータルで環境配慮ができるしくみを考えていかないといけない。ですので、次のプログラムには、このしくみづくりのところをに力点を置いて検討していただければと思います。

(事務局)

非常に重要な視点と認識しております。重点プログラムは、4年間という刻みになっておりますが、短期決戦のようなハードをポンポンと設置していく内容のものと、しくみづくりといった長期的な視点で取り組んでいくようなものと両方が必要かと考えておりますので、そういったことも意識して、方向性を検討してまいりたいと考えております。

(部会長)

委員の御意見は大事な指摘だと思います。ただ、手続き論のようなことかもしれませんが、しくみづくりをこの環境審議会でするかどうかという議論が必要と思うんです。しくみづくり、個人の意識、マーケットメカニズム等々、色々なことが成立して初めてうまくいくというところがあるので、それらを全部、環境審議会でするのは難しい。それらをつくることを意識して、重点プログラムにそういう項目を入れて、働きかけをすとか、例えば、県だと交通戦略課などの部署に働きかけをしていっしょにやっていくとか。そこから始まると思います。

(委員)

縦割りではなくて、横につなげるような取組みを…。

(事務局)

温暖化対策という計画になってはいますが、決して環境部局だけで、縦割りにやっていくということにはなっておりません。森林であれば農林部局とか、通勤のしくみづくりであれば、既に交通部局に関わってもらっている内容もあるので、オール県庁で対策を考えていきたいと思っております。

(部会長)

こうしたことを重点プログラムに書き込むことによって、県庁内の動きが刺激されるような効果が出ればいいと思いますね。

(委員)

環境アドバイザーとしてよく講習会に出向いているんですが、来ているのは高齢者が多いです。そして省エネの意識が非常に高い。そこにもうあと一歩、あとちょっとでいいから進めてよ、とお願いしているんですが、そのためのアイデア集があればいいなと思うんです。リビング編とか項目ごとに暮らしの中で。皆さんの知恵でまだこんなこともあるよというのがあれば非常にありがたいなと。自分一人の知恵というのは限られています。考えられることは全部言っているんですけど、あと一歩進むって何だろうか。

人に言うので、自分もせなあかんと思って、公共交通機関を利用するようにしているんです。普段、車で移動している者にとっては不便です。待ち時間があるし、公共交通機関の量も減ってきているし、本当に大変。この大変さを楽しむという意識に変えていこうとしているんですけど、とにかく大変やなど。言うだけではいかんと思って、一生懸命実践しているんですけどね。皆さんの知恵で、高齢者など既に意識が進んでいる人に、あと一歩、今以上をお願いしていくために皆さんにお知恵をいただければ。

(事務局)

高齢者をもったいないの意識とか非常に高いですし、県や市町村からの節電等の呼びかけなどにも御協力いただいていると思います。あと一歩ということで、例えば、節電であれば、昨年策定した、新しい環境基本計画では、「エネルギーの見える化」とか、「HEMS」と言っ、電力消費量が一目で分かるような装置の普及等を標榜するようなども書いておまして、そのような新しい技術が、別の観点からの節

電，省エネを進めていくという可能性も秘めていると思うので，そういった新たな取組みも今回の重点プログラムにも入れていきたいと考えております。

(委員)

「あなたはこんなことに特化して活動している」とか「あの人はあんなことに取り組んでいる」といったような，特徴のある暮らし方というのをそれぞれが決めたらどうかと。何もかも進めていくというのは無理です。特徴を持った生活というのを各自がすると。そしてみんなが集まったときには，それぞれが発言して知恵袋の出し合いのような形で進める。参加型でそれぞれが知恵を出していけば，アイデアっていっぱい出てくるので。

(委員)

講座に出て行ったら，色々な方から色々なアイデアが出てくるんです。そういうのを市民の声をまとめた事例集というのでまとめることもできる。アドバイザー同士の横同士のレベルアップをする場もないので，そういう情報交換をできる場も一つ必要なのかなと思います。

(委員)

平成26年度までの重点プログラムの進捗状況で，未達成の項目がありますが，未達成となった理由を教えてほしいのと，とくしま環境県民会議等の推進体制があると思いますが，市町村の立場から，県下全域の温暖化対策にできるかぎり連携できればと思っています。この辺についていかがでしょうか。

(事務局)

重点プログラムの進捗状況を集計してみた印象ですが，未達成の理由として，1つには，事務局の努力不足，PR不足というのはあると思います。例えば，「関西エコオフィス宣言の事業所数」が未達成となっていますが，今後PRすることで増加していく余地もあるかなと。また，取組みの手法や状況が22年度当時とは異なってきているものもあります。例えば，エコスタイルバッジをイベントで配布するのを数値目標にしていますが，最近であれば，夏場だと，キャッチコピーをつけたうちわを配布したり，冬だと，あったかレシピを啓発グッズとして渡すとかの例があります。もう一つは，LEDの普及などで県土整備部の担当者と話をしているときに，もちろん計画を立てて整備しているんですが，各年度の予算の状況もあるので毎年100%達成できるかというところではないといった話もありました。

地球温暖化問題は，自治体の取組みが非常に重要であるので，県が旗振り役にはなりませんけど，地域地域で，市町村さんや商工団体とか，地域との接点をお持ちの団体もあると思うので，そういったところも含めて取組みを推進していきたいと考えております。

(委員)

しくみづくりの話は非常に重要だと思います。最近では，企業も一定程度，意識は高まっていると思いますが，ただ，それをやって企業活動としてどれだけのメリットがあるのというところ，当然利益あつての会社だと思うので，それはできることとできないことがあると思います。私はカーボン・オフセットにずっと取り組んできていますが，例えば，高知県であれば，建設事業で地元のゼネコンが工事の中で，これだけC

CO2対策しましたと竣工検査で報告すると、その事業者が竣工検査で加点の評価をされる。それは次の指名ときにプラスになるので、みんながんばって競争してCO2対策をやるとというのが、実際に高知県で行われています。林野庁関係でも行われていると聞いています。そういうのをオール県庁で全部やるというのは難しいと思いますが、かなり特化したメッセージとして送っていくと、今まで背中をもう一押ししてくれたら温暖化対策やるよって言ってくれていた企業が、そんなメリットがあるならやるよ、そういう会社のPRになるならやるよという会社がまだまだ出てくるのではないかと。そこのしくみづくり、ここで全部やるというのは難しいと思うんですけど、各部署に提案をしていくというのは重要だろうと。そういう意味で他府県の制度なども調べて、みんなで共有するというのも重要だと思います。

(委員)

先ほどは、会社単位での利益が出れば、それが次の活動につながるという話でしたが、市民の人たちはそれをやったところで、すぐにそれが何かにプラスになるというのが見えない。意識の高い人は別ですよ。意識のそれほど高くない人、例えばレジ袋をもらう、もらわないというレベル。レジ袋をもらわないでエコバッグを持ってきたら、どんな成果が出るのか。そういったやったことの結果を上手に見せてあげることが必要なのではないのでしょうか。でない意識が続きません。1回やってみて、この間はレジ袋断ったけど、今日はもう忘れたからいいやというような、そんな話になりかねないです。意識の高い人達はピラミッドの真ん中から上のほうで、下の方に広がっている人達はまだまだそんな意識はないでしょうから、やったことの結果を上手に見せること。県のホームページで数字だけ出して、これだけやりました、では誰も見る気はしないです。どうやって見せればみんなが納得して続けていけるのか、分かりませんが、何かいい方法はないかなと。今、原発が止まって石油がどんどん燃えている。CO2削減をみんな考えていかないといけないという意識が続かないのでは。こういう上手に見せるやり方をみんな考えればいいんじゃないかなと思います。

(委員)

重点プログラムの未達成項目の中で、県内の街路灯や防犯灯へのLEDの普及というのがありますが、これは県予算の状況などもあって、できる、できないというのがあると思うのですが、個人でできるものとして、家庭でできる防犯灯というのがあって、今、庭園灯という安価な、1つ千円ぐらいのものがあります。それが太陽光発電によって何時間の間、点灯するんです。家庭の敷地内の道路に面したところに10個ぐらい置くと、かなり明るい。そういうようなやり方もあるよという提案なんかも、県のホームページでも、重点プログラムの状況を調査する中でも、載せていってはどうか。県のレベルでは中々難しいけど、個人だったらできるというようなものを。

(部会長)

たくさん意見をいただきありがとうございました。ただいま、いただいた御意見をもう一度消化し、参考にさせていただいて今後検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今後の進め方について確認ですが、これからワーキンググループで案づくりをしていきたいと思っておりますが、ワーキンググループについては資料1-3でお示ししておりますとおり、これをお認めいただくということによろしいでしょう

か。

(異議なし)

なお、ワーキンググループの委員につきましては、4名程度で構成し、部会長が指名することとしていますので、僭越ではありますが、私の方で指名させていただきたいと思います。私以外に、貞本委員、中委員、本仲委員の計4名とさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、このワーキンググループであと2、3回程度、案づくりをしたいと思います。議題(1)についてはこれで終わります。

引き続き、議題(2)「徳島県環境影響評価条例等について」に移りたいと思います。本件につきましては、お手元の資料のとおり、平成26年10月10日付けで知事から環境審議会に諮問があり、同日付けで当会に付議されたものです。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料説明

(部会長)

ありがとうございました。議題(2)に関する説明と、最後に、今後の予定も説明していただきました。それでは、条例の見直しについて、御意見、御質問よろしくお願ひします。

(委員)

配付資料2-2の5ページ目の下のところで、戦略的環境アセスメントについて、「事業計画立案段階」での配慮書手続きやっていくということで、事務局からの御説明の中で、実施のタイミングを柔軟に選択していただくという風に聞こえたのですが、なるべく早期段階で実施することが望ましいように思うのですが、「1」「2」「3」のうち、一番早期の段階では、何かまずいことがあるのでしょうか。

民間事業や公共事業など、色々な場合が想定されると思うのですが、柔軟ではなくて、「このタイミングでやってください」というのは難しいのでしょうか。

(事務局)

事業の計画の熟度が低い段階では、事業の諸元が決まっていないため、定量的予測が困難となる場合があると言われております。また反対に、事業ありきで複数案を設定するのでは、実現可能性のない案が設定される可能性があり、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るといふ、計画段階配慮本来の目的を達成できません。

より上位の計画段階で、配慮をしていただくのが、一番とは考えておりますけれども、御指摘のように、事業主体・事業種・地域特性などによって、色々な場合が想定されますので、配慮書作成・複数案設定をするにあたって、それぞれの案について、事業が実際に実施される段階で、柔軟に事業者が配慮書を作成して、評価していただくという方向で、条例の改正を考えております。

(委員)

例えば、民間の事業者が大規模な開発をされる場合は、具体的にどの段階で配慮書を作成するということではなく、指定はないということですか。

(事務局)

基本的には、指定はございません。

(委員)

最悪、「3」の段階でもいいということですか。なるべく、早期段階のほうが、より高いレベルの配慮ができるから、推奨されるということですか。

(事務局)

そういう風に考えております。

(委員)

全体の流れの中で、事業の早い段階・計画段階から評価をしていくという、これは非常に評価できる場所ではないかと思えます。この中で、事業を行う場合というのは、具体的にどういう場合が当てはまるのでしょうか。

例えば、個人が家を建てる、または会社として家を建てる、それから個人として埋立てをする、または会社の事業として埋立てをするというような場合があると思いますが、規模などの線引きが分かる資料などはあるのでしょうか。

(事務局)

資料2-3を御覧ください。環境影響評価につきましては、事業者にとって、非常に時間・費用のかかることとございますので、一定規模以上の事業に対して、環境影響評価をすることが規定されております。資料2-3の表を見ていただきますと、一番上に「対象事業」がございまして、その横に「環境影響評価法」、その横に「徳島県環境影響評価条例」と記載がございまして、真ん中の「環境影響評価法」の部分で、国の法律で規定している事業、右側の「徳島県環境影響評価条例」が県条例で対象としている事業です。「対象事業」を見ていただきますと、道路・河川・空港といった、かなり大きな事業となっております。例えば6番を見ていただきますと、「廃棄物処理施設」につきましては、法律で対象事業となっていない事業がございまして、条例で対象となっている事業がございまして、あとは、14番以降も同様に、法律で対象となっていない事業が、条例で対象となっております。ただ、条例で対象とされている事業につきましても、かなり大きな事業になりますので、事業者が事前に相談来られた際に、こういう規定がありますという御説明をして、できるだけ早い段階で、対象事業になりましたら、対応していただくような進め方をしております。

(部会長)

それでは、私の方から1つ、確認的な質問ですが、これからパブコメをされるということですが、県民の方が見ることができるパブコメの資料としてはどのようなものが出ていくのですか。

(事務局)

まず、資料2-1で改正の項目、資料2-3で対象事業の一覧表、あとは、資料2-2の6ページ目で条例への配慮書手続の追加について確認していただけます。まだ現段階ではっきりとは決まっていますが、案として予定しております。

(部会長)

できるだけ県民の皆さんが分かりやすい資料を作るように留意してください。

(副部会長)

資料2-2の7ページの表についてですが、各欄には「◎」「×」「△」などが並ぶようなイメージなのでしょうか、それとも数値的なものが並ぶのか、どういう形でまとまるのでしょうか。例えば、特に大きな問題が予想されるような部分は、「×」というような形になるのでしょうか。それとも、「案1」が「1」番目の候補で、「案2」が「2」、「案3」が「3」という風な書き方になるのでしょうか。

(事務局)

文字で表記するようになります。それぞれの事業について、「工事の実施時」及び「共用時」において比較される項目が、「環境要素の区分」ですが、それぞれを並べて表記して、比較・評価する形となります。

例えば、「大気質」でしたら、大気環境基準や排出基準があって、環境基準は一般大気環境基準で、排出基準は工場・事業場の基準となっています。焼却炉などを設置する場合には、排出基準がありますので、その辺の評価をしていただきますが、当然排出基準を超えているというのは、事前に不適となります。煙突の高さなど、事業所の構造をこういう風にすると、排出するガスはこの程度の値に収まるという様な比較をしていただくことになると思います。もう一つの環境基準については、例えば、騒音などについて、付近の騒音がどの程度に収まるのかなど、工場・事業場の周辺の環境を測定して、その値を出していただくというような評価になっていくと思います。

基本的にはできるだけ環境影響を低くしようということが目的でございますので、環境基準がありましても、それよりもできるだけ低いほうがいいということで、一概にある基準と比較するというような形ではございません。

(部会長)

私も興味があるところですが、表には「案1」「案2」「案3」と書かれていますが、これまでの制度では、アセス実施にあたって、1つの案について進めていたんですね。

(事務局)

はい、これまでは、計画が決まった段階でのアセスですので、「案1」しかないということになります。

(部会長)

これまでの制度では、1つの案について、アセス手続を進めていたわけですね。例えば、先ほどお話があった「大気質」であれば、測定数値が出てきて、基準以下になっていますから、OKということになるんですね。下の「動物」「植物」についても同様ですか。

(事務局)

貴重な動植物が生息しているのか、その辺について十分に配慮している計画がなされているかについて、見ていくことになります。

(部会長)

今回の改正で、例えば、3つの複数案を設定して、表を作っただいて、総合的にどの案がいいかという流れになるわけですね。

(事務局)

それぞれの案について、いい点と悪い点がありますので、そういうところを評価していくことになると思います。

(委員)

第一種事業は、風力発電に関しては発電出力の差が第一種事業と第二種事業で出てくるのですが、風力発電以外の事業では、第一種事業と第二種事業の差はどうなっているのですか。

(事務局)

先ほどの資料2-3で説明させていただきましたように、全て一種と二種は規模が違っていきまして、二種のほうが小さい規模となっています。法律第一種事業の二分の一程度の規模が、条例第一種事業の規模となっています。

(委員)

資料2-4の手続の流れについてですが、右上の赤字部分で、「(第一種事業のみ) ※第二種事業は任意」と書かれていますが、「スコーピング」手続の「説明会の開催」についても、第二種事業については任意なのでしょうか。

(事務局)

「※第二種事業は任意」の箇所は、「SEA」(戦略的アセスメント)のみに係るものでありまして、「スコーピング」手続の「説明会の開催」については、第一種事業であるか、第二種事業であるかに関わらず、義務となっております。

(委員)

質問ですが、最初の審議は、徳島県の温暖化対策推進計画についての審議でしたが、2番目の審議の環境影響評価条例については、国の環境影響評価法に基づいた改正ということですが、徳島県独自のものを打ち出せる要素はないのでしょうか。

(事務局)

国の法律で、先立って新たな仕組みを取り入れているという状況の中で、それを県としても取り入れていくべきかどうか、さらにその規模をどのように設定するかにつきましては、県が任意に決定できます。例えば風力発電につきましても、全国的に全ての自治体が、条例に取り入れているような状況ではございません。戦略アセスや放射線の関係につきましても、同様の状況でございます。まず取り入れていくべきかどうかについて、御審議いただく一つの要素でございますし、どの程度の規模で設定するかということもでございます。改正の内容について御説明いたしました。県としては、国が取り入れてきたことにつきまして、条例の方でも合わせて取り入れて参りたいということで、御提案させていただいております。

(事務局)

1点だけ修正をお願いします。パブリックコメントで出す資料につきましては、今日の資料を参考に検討する予定としております。先ほど申しあげましたように、今日の資料を中心ということで、修正させていただきたいと思いを。

(部会長)

パブコメ資料の修正ということでございますが、部会としてもパブリックコメントを進めてくださいということになりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、説明のありましたように、これからパブリックコメントを実施するという進めさせていただきたいと思いを。その次ですが、パブリックコメントの結果を受けて第2回の環境政策部会を開催することにしたと思いを。

先ほど説明がありましたが、日程調整表が一番後ろについていますので、今御記入いただいて置いて帰っていただいても結構ですし、お帰りになってFAX等で、事務局宛に送っていただいても結構です。それでは、これをもちまして、議題(2)を終了させていただきたいと思いを。

続きまして、今後の政策部会及びワーキンググループの日程についてですが、事務局と協議、あるいは日程調整をしまして、御連絡させていただきます。

それでは、これで全ての議題を終了とさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に、県民環境部篠原次長からお礼を申し上げます。

(篠原県民環境部次長)

あいさつ

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会環境政策部会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。